

通 知
平成 2 8 年 2 月 1 9 日

津山市建設工事等登録業者 各位

津山市契約監理室長

今後の入札・格付け等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととします。変更点等を充分ご留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

記

1. 入札制度について

最低制限価格の率の改正

平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札について、工事に関する最低制限価格の率を現行の 85.1% ~ 90.0% (50 通り) から 86.1% ~ 90.0% (40 通り) に、委託に関する最低制限価格の率を現行の 80.1% ~ 85.0% (50 通り) から 81.1% ~ 85.0% (40 通り) に改めます。

低入札調査価格制度の改正

平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札について、最低制限価格の率の改正に伴い、低入札調査価格制度を次のとおり改めます。

- ・工事 低入札調査価格を予定価格 (税抜) の 85% (千円未満切り上げ) を下回った入札価格 (税抜) から予定価格 (税抜) の 86% (千円未満切り上げ) を下回った入札価格 (税抜) に改めるとともに、調査条件を下表のとおり改めます。

調査項目	改正前	改正後
直接工事費	予定価格の 85% 以上 となっていること	予定価格の 86% 以上 となっていること
共通仮設費 (率による計上分)	予定価格の 70% 以上 となっていること	予定価格の 85% 以上 となっていること
現場管理費	予定価格の 60% 以上 となっていること	予定価格の 75% 以上 となっていること
一般管理費	予定価格の 40% 以上 となっていること	予定価格の 50% 以上 となっていること

- ・委託 低入札調査価格を予定価格（税抜）の80%（千円未満切り上げ）を下回った入札価格（税抜）から予定価格（税抜）の81%（千円未満切り上げ）を下回った入札価格（税抜）に改めます。

指名業者の取扱い

平成28年4月1日以降の入札について、税抜予定価格1,000万円以上2,000万円未満の電気工事の指名業者数は、概ね20社以上とします。

2. 格付け・入札参加資格申請等について

今年は平成28・29年度の格付け有効期間の更新の年であり、津山市建設工事等入札参加資格申請を、平成28年4月1日(金)~平成28年4月20日(水)までに行ってください。

その際、格付けに用いる経営事項審査の審査基準日は、「平成26年8月1日から平成27年7月31日まで」とします。

詳しくは、津山市ホームページ（契約監理室のページ）でご確認ください。

津山市税等完納証明書の変更について

今回の入札参加資格申請から、市内業者に提出を求めている津山市税等完納証明書のうち、個人用の証明について、完納の対象に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を追加します。

社会保険料等完納証明書の取り扱いについて

今回の入札参加資格申請から、工事・コンサル、市内・市外を問わず、入札参加資格申請をするすべての業者に対し、社会保険料等完納証明書の提出を求めます。

なお、社会保険料は健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金の3つの要素で構成されていますが、会社独自の健康保険組合等に加入している等の理由により、年金事務所において3つの要素すべてにかかる完納証明を取得できない場合は、年金事務所が発行する完納証明に加えて、当該独自の健康保険組合等が発行する完納証明の提出も必要な場合があります。独自の健康保険組合等が発行した完納証明の取得方法については、各組合等に確認してください。

また、未納がある場合は「未納があることの申立書」を提出すれば申請を受付けますが、完納するまでは指名保留とし、その期間は入札（見積）に参加できません。

解体工事業の取り扱い

平成26年6月の建設業法改正に伴い、平成28年6月までに「解体工事業」が建設業法の業種区分に追加されることとなりました。このことにより、経過措置（施行後3年）終了後は、解体工事の受注には建設業の許可及び経審の受審が必要となるので、法律施行後すみやかに所要の手続きをとってください。なお、津山市においても格付予定（法律施行後に時期を決定）です。

格付における主観点加算

防災協定又は消防団協力事業所に係る加算(5点)及びISO加算(9001・14001各5点)については、経審で評価加算されているため、平成30年度格付時から廃止します。